

# 自己負担額が高額になった場合

組合員や被扶養者が入院などをして自己負担額が高額になった場合は、一定の金額を超える部分について共済組合から「高額療養費」や「附加給付」が支給されます。（共済組合への請求手続きは不要です。）支給額については、組合員へ「短期給付決定通知書」にてお知らせのうえ、月末に送金（土日祝日の場合は前営業日）します。

## ◆ 高額療養費

組合員もしくはその被扶養者が同一の月に1つの病院等に支払った自己負担額が、図1により算出した自己負担限度額を超える場合に支給されます。

図1

| 所得区分                 | 適用区分 | 自己負担限度額                          | 多数回該当(※) |
|----------------------|------|----------------------------------|----------|
| 標準報酬月額<br>830,000円以上 | ア    | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% | 140,100円 |
| 標準報酬月額<br>530,000円以上 | イ    | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% | 93,000円  |
| 標準報酬月額<br>280,000円以上 | ウ    | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%  | 44,400円  |
| 標準報酬月額<br>260,000円以上 | エ    | 57,600円                          | 44,400円  |
| 低所得者<br>(住民税非課税)     | オ    | 35,400円                          | 24,600円  |

※多数回該当…同一世帯で、その月前12月以内に3回以上の高額療養費が支給されている場合

## ◆ 附加給付

附加給付は、各共済組合がそれぞれの定款で定めるところにより行う給付です。自己負担額が図2の基礎控除額を超えた場合に支給されます。

図2

| 科 目                        | 所得区分 | 基礎控除額    |
|----------------------------|------|----------|
| ● 一部負担金払戻金（組合員に対する給付）      | 一般   | 25,000円  |
| ● 家族療養費附加金（被扶養者に対する給付）     | 上位   | 50,000円  |
| ● 家族訪問看護療養費附加金（被扶養者に対する給付） | 上位   | 50,000円  |
| 合算高額療養費に伴う場合               | 一般   | 50,000円  |
| ● 一部負担金払戻金（組合員に対する給付）      | 上位   | 100,000円 |
| ● 家族療養費附加金（被扶養者に対する給付）     | 上位   | 100,000円 |
| ● 家族訪問看護療養費附加金（被扶養者に対する給付） | 上位   | 100,000円 |

※1) 所得区分「一般」は、標準報酬月額530,000円未満の者

※2) 所得区分「上位」は、標準報酬月額530,000円以上の者

※3) 合算高額療養費とは、世帯合算など複数の診療報酬明細書（レセプト）が合算され、高額療養費を算定する場合

※4) 100円未満は切り捨て、1,000円未満は不支給

**例** 組合員が外来診療で1か月の医療費が470,000円かった場合【図1の適用区分「ウ」に該当】

**高額療養費**

$$\begin{aligned} & 80,100 \text{ 円} + (470,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% \\ & = 82,130 \text{ 円 (自己負担限度額)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & 141,000 \text{ 円 (医療費の3割分)} - 82,130 \text{ 円 (自己負担限度額)} \\ & = \underline{58,870 \text{ 円 (高額療養費)}} \end{aligned}$$

82,130円を超えた分を  
高額療養費として支給します。

**附加給付：一部負担金払戻金**

$$\begin{aligned} & 82,130 \text{ 円 (自己負担限度額)} - 25,000 \text{ 円 (基礎控除額：図2「一般」参照)} \\ & = 57,130 \text{ 円} \end{aligned}$$

高額療養費と一部負担金払戻金を  
組合員へ支給します。



100円未満切捨て

$$= \underline{57,100 \text{ 円 (一部負担金払戻金)}}$$